平成２２年（フ）第３３０号
埼玉県本庄市久々宇178番地１
破産者　津久井富彦
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４２２号
横浜市鶴見区大東町12番地13　エンゼルハイム日東浜公園311
破産者　高橋こと　タカハシタカハシヘルマン
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２７号
神奈川県横須賀市舟倉１丁目26番14号
破産者　岩村　　努
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３０８号
新潟市秋葉区新津本町２丁目14番12号
破産者　神田　典子
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５２号
新潟県新潟市東区船江町１丁目31番24号
破産者　渡邊　徳子
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０号
石川県小松市大領町ね32番地２
破産者　西原　末子
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第８４号
石川県加賀市山代温泉12の103番地百万石第３寮501号室、従前の住所石川県加賀市大聖寺上福田町ヌ40番地の４
破産者　西出　慎二
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２６７号
愛知県稲沢市朝府町７番１―304号
破産者　増田　茂樹
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６７号
山口県防府市大字浜方699番地の53
破産者　河野　丈良
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
香川県高松市飯田町1220番地１スワンＫＩＴＡＭＵＲＡＣ203
破産者　園田　　誠
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５２２号
長崎県長崎市清水町20番20号
破産者　浜口　文子
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１０３号
熊本県菊池郡大津町大字室564番地
破産者　濱﨑　涼子
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第７３０号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋323番地、前住所宮崎県西都市大字山田1453番地
破産者　永野　孝一
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５号
鹿児島県南九州市知覧町郡4720番地６
破産者　平野　淑子
１　決定年月日　平成22年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１４０８号
埼玉県和光市新倉２丁目13番23号
破産者　田中　邦夫
１　決定年月日　平成22年11月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
山形県西村山郡河北町谷地字月山堂649番地１　サンコーポラス河北第３棟―101号、前住所山形県村山市大字名取1442番地の３
破産者　板垣　利明
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６７号
横浜市戸塚区上品濃14―１グランベルク601号室、開始決定時の住所横浜市鶴見区東寺尾東台２番16号
破産者　清水　弘一
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
川崎市多摩区栗谷２丁目12番９号　クリード栗谷Ａ―106、開始決定時の住所川崎市多摩区東生田４丁目２番９号
破産者　伊藤　清香
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係